

被 処 分 者	認 定 番 号	三重県公安委員会 第 272 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	LG 運転代行
	主たる営業所が所在する市区町村	伊賀市
処 分 年 月 日		令和 8 年 4 月 20 日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		被処分者は、令和 8 年 1 月 21 日に随伴用自動車に関する事項に変更があったにもかかわらず、変更日から 10 日以内に変更の届出を行わなかったもの。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 22 条第 1 項
処分を行った公安委員会		三重県公安委員会